【医療職・産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者・事業主等 用】

# 2024年度 産業保健研修のご案内（2025年2月～2025年3月）

島根産業保健総合支援センターでは、看護職・産業保健・労働衛生業務等に携わる皆様を対象に研修会等を開催しています。
産業保健に関係するすべての方に対し専門的かつ実践的能力の向上を図ることを目的に実施するものです。
**諸般の事情により、研修会を中止、延期する場合は、当センターのホームページにてお知らせいたします。**
**※お申込をいただいている方には、電話・メール等でご連絡いたします。**

| 研修番号 | 日時 | テーマ | 講師・研修内容 | 会場 | 定員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 37 | 2月 6日<br>（木）<br>14:00～16:00 | 歯と口腔の健康管理 | ・宮本 康一郎 （みやもと歯科医院 院長）<br>経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進の他、歯科に関わる内容が明記されました。口腔内の健康が全身の健康に関連していることへの関心は高まっているものの、歯科先進国と比べると定期的な歯科受診率は低く、特に働き盛りの世代での受診率の低さが課題となっています。<br>本研修では、医療職の連携推進による歯と口腔の健康管理について解説します。 | 石央文化ホール<br>小ホール<br>【浜田市】 | 30名 |
| 38 | 2月13日<br>（木）<br>14:00～16:00 | 過重労働対策と産業医の役割 | ・塩飽 邦憲 産業保健相談員（塩飽労働衛生コンサルタント事務所 所長）<br>労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。このため、厚生労働省においては、平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき所要の対策を推進してきたが、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、平成17年に労働安全衛生法等の改正が行われた。この改正に基づいて、産業医等は長時間の時間外労働者を対象に面接指導（過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害の発症予防を目的に）を実施することになった。産業医による面接指導の進め方、また働き方改革の事例を紹介する。 | 出雲市民会館<br>302研修室<br>【出雲市】 | 30名 |
| 39 | 2月20日<br>（木）<br>14:00～16:00 | 健康日本21（第3次）と特定健診・保健指導の現状について | ・名越 究 産業保健相談員 （島根大学 医学部 医学科 環境保健医学講座 教授）<br>第3次健康日本21（令和6～17年度）が始まった。時を同じくして、特定健診・保健指導も第4期（令和6～11年度）に入り、バージョンアップが図られている。<br>最近のトピックを交え、生活習慣病対策（一次予防、二次予防）に関するアップデートを図る。 | 松江テルサ<br>研修室1<br>【松江市】 | 30名 |
| 40 | 2月27日<br>（木）<br>13:00～15:00 | 生涯にわたる男女の健康の包括的支援 ～不妊治療・妊娠出産・男女における更年期障害～ | ・皆本 敏子 （島根大学 医学部産科婦人科学講座 講師）<br>男女ともに年齢に応じた体調の変化、ライフイベントをどのように支援し、離職予防や生産性の向上へつなげていくのかが社会的な課題となっている。女性の場合は月経関連・不妊・妊娠・出産・更年期障害と様々な問題を抱えている。男性においても壮年期における更年期障害が近年問題になっており、うつと誤認されるケースも少なくない。これらのケースは「生理のあるいは加齢による変化」として職場からは無視され、苦しむ患者の割合は7割以上とも言われており、職場における生産性の低下にもつながっている。男女すべての健康をいかに支えていくのか病院での取り組みだけでなく、行政における支援対策も含めて解説する。<br>**※研修時間は13:00～15:00となります。ご注意ください。** | いわみーる<br>402研修室<br>【浜田市】 | 30名 |
| 41 | 3月6日<br>（木）<br>14:00～16:00 | 生涯にわたる男女の健康の包括的支援 ～不妊治療・妊娠出産・男女における更年期障害～ | ・皆本 敏子 （島根大学 医学部産科婦人科学講座 講師）<br>男女ともに年齢に応じた体調の変化、ライフイベントをどのように支援し、離職予防や生産性の向上へつなげていくのかが社会的な課題となっている。女性の場合は月経関連・不妊・妊娠・出産・更年期障害と様々な問題を抱えている。男性においても壮年期における更年期障害が近年問題になっており、うつと誤認されるケースも少なくない。これらのケースは「生理のあるいは加齢による変化」として職場からは無視され、苦しむ患者の割合は7割以上とも言われており、職場における生産性の低下にもつながっている。男女すべての健康をいかに支えていくのか病院での取り組みだけでなく、行政における支援対策も含めて解説する。 | 出雲市民会館<br>302研修室<br>【出雲市】 | 30名 |
| 42 | 3月8日<br>（土）<br>14:00～16:00 | 産業医の勧告の実際 | ・森口 次郎 （合同会社森口産業医事務所 代表）<br>労働安全衛生法第13条第3項では「産業医は労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。」と規定し、同条第4項では「事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。」とされています。この産業医の勧告権の実際について考察し、事例検討により理解を深めていきます。 | テクノアーク<br>しまね<br>中会議室<br>【松江市】 | 30名 |
| 43 | 3月11日<br>（火）<br>14:00～16:00 | リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン説明会 | ・磯村 実 産業保健相談員 （島根大学 人間科学部 人間科学科 教授）<br>・加藤 美優 （浜田労働基準監督署 監督・安衛課 労働基準監督官）<br>令和4年度から始まった自律的な化学物質管理の一環として、労働安全衛生規則（第577条の2第3項等）の改正により、令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場はリスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認めるときは、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこととされています。<br>本研修では法令関係の他、リスクアセスメント対象物健康診断について、その目的や概要を解説します。実施の要否判断基準や評価方法については、まだ検査の体制が整っていない現状を踏まえ、どのように考え、どのような対応をしていくべきかを中心に議論します。 | 島根県ﾄﾗｯｸ協会<br>西部研修会館<br>【浜田市】 | 50名<br>※事業場担当者定員 |
| 44 | 3月13日<br>（木）<br>14:00～16:00 | 職場のメンタルヘルスの現状と精神科医の本音 | ・坪内 健 産業保健相談員 （社会医療法人正光会 松ヶ丘病院 院長）<br>産業保健領域でもメンタルヘルス関連の課題は多いと推測する。本研修では、まずメンタル不調に対する応急処置法であるメンタルヘルス・ファーストエイドを紹介する。その後、合理的配慮について考察し、最後に診察室で感じる精神科医の本音を紹介しながら、産業医との連携について協議したい。精神科医と職場との適切な情報交換は診断の精度を増し、メンタル不調の職員のよりよい回復に寄与すると思われる。<br>**※研修会終了後、「勤務間インターバル制度」にかかる説明を10~15分程度行います。** | 益田市立<br>市民学習<br>センター<br>202研修室<br>【益田市】 | 30名 |
| 45 | 3月18日<br>（火）<br>14:00～16:00 | リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン説明会 | ・磯村 実 産業保健相談員 （島根大学 人間科学部 人間科学科 教授）<br>・内久保 康孝 （島根労働局 労働基準部 健康安全課長）<br>令和4年度から始まった自律的な化学物質管理の一環として、労働安全衛生規則（第577条の2第3項等）の改正により、令和6年4月1日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場はリスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認めるときは、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこととされています。<br>本研修では法令関係の他、リスクアセスメント対象物健康診断について、その目的や概要を解説します。実施の要否判断基準や評価方法については、まだ検査の体制が整っていない現状を踏まえ、どのように考え、どのような対応をしていくべきかを中心に議論します。 | くにびきメッセ<br>501大会議室<br>【松江市】 | 50名<br>※事業場担当者定員 |

※ 研修会場では他のイベントと重なり駐車場が利用できないことがありますので、ご了承下さい。

島根産保 検索

## 研修会申込書

**研修のお申込みにつきましてはウェブサイトの申込フォームをご利用いただけますと幸いに存じます。（QRコードからもお申し込みいただけます。）**
お申込み後にキャンセルされる場合には、早めにご連絡を頂きますようお願いします。（研修会当日の急なキャンセルについては除きます。）
**FAXでお申し込みの場合は、下欄にご記入のうえ当センターまで送付願います。ご記入いただいたメールアドレスへ受講票を送付いたします。**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 希望研修番号 | | メールアドレス | @ |
| 氏名 | | 職種<br>（○で選択） | 1.医療職 2.産業看護職 3.衛生管理者 4.人事労務担当者 5.事業主 6.労働者<br>7.その他（ ） |
| 勤務先<br>（名称・所在地） | | TEL | （ ） ー （自宅 ・ 勤務先） |
| | | FAX | （ ） ー （自宅 ・ 勤務先） |

※ 島根産業保健総合支援センターの電話番号及びFAX番号 TEL：0852－59－5801 **FAX：0852－59－5881**
※ 最新の研修案内をメールマガジンで配信しています。**メールマガジンの登録**は、当センターの**ウェブサイトからお申し込み**ください。
※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。